

請負代金内訳書における法定福利費の明示による 適切な支払いの取組について

本市では、社会保険等（「健康保険」、「厚生年金保険」及び「雇用保険」をいう。以下同じ。）の加入を促進するため、契約課発注の全ての工事を対象に、社会保険等未加入の下請建設業者（適用除外事業者は除く。）との下請契約は、原則認めないなど、社会保険未加入対策に取り組んでいるところです。

この度、法定福利費の適切な支払いに向けた国からの要請を受けたことに伴い、更なる公平で健全な競争環境を構築し、建設業会の労働環境の改善を図ることを目的に、法定福利費の適切な支払いのための取組を強化することとしましたので、お知らせします。

※ 法定福利費：社会保険等に加入し、健康保険法（大正11年法律第70号）等の定めるところにより事業主が納付義務を負う保険料

1 対象工事

契約書において、「請負代金内訳書」の提出を規定している全ての本市発注工事（単価契約の工事を除く）

2 適用時期

令和6年4月1日以降に入札公告等を行う工事

3 取組内容

(1) 請負代金内訳書（以下「内訳書」という。）の提出【平成31年度から実施済み】

・受注者は、契約締結後7日以内に、法定福利費が記載された請負代金内訳書を発注者に提出。

(2) 内訳書に明示された法定福利費の確認等【令和6年度から実施】

・発注者は、予定価格に含まれる「法定福利費事業主負担額概算額」の1/2を「基準額」に設定し、受注者から提出された内訳書に記載された法定福利費が、基準額以上であるか確認する。

・基準額未満である場合は、発注者は受注者に算出根拠を確認する。
(誤記等があれば、訂正を指示する場合がある。)

・受注者に対する算出根拠の確認を経てもなお、妥当性が確認できないと発注者が判断した場合は、建設業法違反の可能性があるので、建設業許可部局に対し法定福利費概算額が乖離している事案を通知する。

【参考】

「法定福利費事業主負担額概算額」：工事価格に工種区分に応じた「法定福利費の平均割合」を乗じることで算出する。（「法定福利費の平均割合」は別紙「法定福利費の平均割合一覧」参照）

【当該取組の流れは別紙「法定福利費の確認等フロー図」を参照】

契約課

電話 042-769-8217

技術監理課

電話 042-769-9256